

芦屋大学論叢 第81号
(令和6年3月25日)抜刷

保育内容・心身の健康に関する領域「健康」を育む
保育環境の一考察
—保育施設における環境構成を通して—

安 藝 雅 美

保育内容・心身の健康に関する領域「健康」を育む保育環境の一考察 －保育施設における環境構成を通して－

安 藝 雅 美
芦屋大学臨床教育学部

1. はじめに

日本では、令和5年4月1日「こども基本法」¹⁾が施行され、続いて令和5年12月22日に「こども大綱」²⁾が閣議決定された。この相次ぐ国の施策が決定される背景には、日本の抱える子どもの成長に関わる喫緊の課題が山積していることが伺える。「就学前の子どもの育ちに係わる基本的な指針」³⁾に係わる有識者懇談会（2022）では、「健康」という側面から子どもの育ちを考える」という内容であった。世界保健機関（1951）⁴⁾の健康の定義「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。」^{注1)}とある。ユニセフ・イノチェンティ研究所⁵⁾（2021）によると、日本は子どもの幸福度（結果）が総合順位で38カ国中20位とある（図1）。しかしながら内訳をみると、身体的健康は1位でありながら、精神的幸福度が37位というワースト2位の両極端な結果であった。また、学力の指標である、数学・読解力で基礎的習熟度に

子どもの幸福度の結果：日本の分野別順位 <総合順位は20位>（本文p.11）	
分野	指標
精神的幸福度 (37位)	生活満足度が高い15歳の割合
	15～19歳の自殺率
身体的健康 (1位)	5～14歳の死亡率
	5～19歳の過体重／肥満の割合
スキル (27位)	数学・読解力で基礎的習熟度に達している15歳の割合
	社会的スキルを身につけている15歳の割合

図1 日本の子どもの幸福度⁵⁾

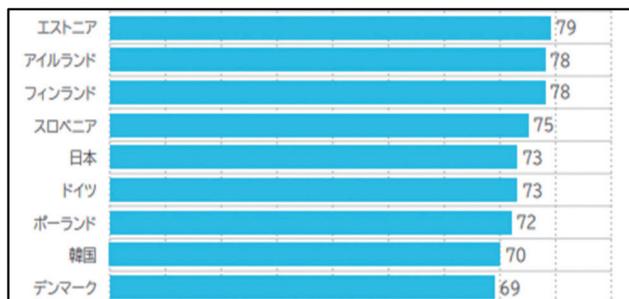


図2 読解力および数学的リテラシーが基礎的習熟レベルに達している15歳の子どもの割合⁵⁾

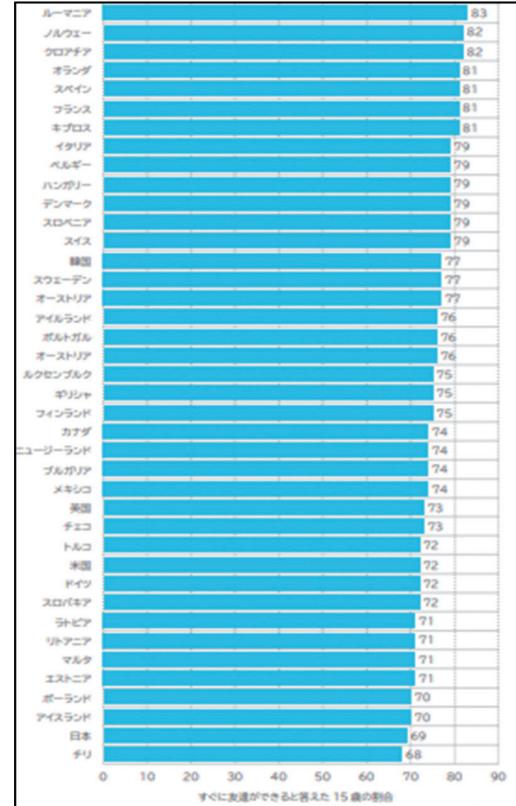


図3 すぐに友達ができると答えた15歳の子どもの割合⁵⁾

達している子どもの割合（図2）では、日本はトップ5に入るにも関わらず、社会的スキルをみると、27位という両極端な傾向が示されている。「すぐに友達ができる」と答えた子どもの割合（図3）は、日本はチリに次いで2番目に低く、30%以上の子どもがそうは思っていないという結果であった。このように、身体的健康以外の健康に対する日本の子どもの育ちに対する対策は喫緊の課題であると言える。

これらを踏まえ、上記の有識者懇談会において取り上げられていた問題点は、①平均出生時体重の低下と低出生体重児（未熟児）の増加による将来のわが国への影響（低出生体重児の原因として女性の痩せと出産年齢の高齢化による胎児期や生後早期の発育が悪いことによる様々な疾患を発症）②特別支援学級に在籍する発達障害・情緒障害児の急増 ③増加する貧困と小児虐待 ④医療的ケアを必要とする子ども・成人の増加 ⑤わが国の保健・医療分野における子どものこころや社会性を評価し、支援するしくみの欠如、である。これら、小児保健・医療・子育ての課題を解決するために「成育基本法」に基づき、基本方針成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（2021）⁶⁾が報告され活用されている。これらを受けて「就学前の子どもの育ちに係わる基本的な指針」に関する有識者懇談会では下記の報告が示された⁷⁾。

【指針の目的】

子ども基本法の目的・理念に則り、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、子どもの誕生前から幼児期までを切れ目なく、子どもの心身の健やかな育ちを保障し、子どもの育ちを支える社会（環境）を構築するためにすべての人で共有したい基本的な考え方と、その取組の指針を示すことで、子ども基本法の目指す、次代の社会を担うすべての子どもが、その権利が守られ、将来にわたって 幸福（Well-being）な生活を送ることができる社会の実現を目的とする。

【すべての人で共有したい理念】

- すべての子どもが一人一人個人として、その多様性が尊重され、差別されず、権利が保障されている
- すべての子どもが安心・安全に生きることができ、育ちの質が保障されている
- 子どもの声（思いや願い）が聴かれ、受け止められ、主体性が大事にされている
- 子育てをする人が子どもの成長の喜びを実感でき、それを支える社会も子どもの誕生、成長と一緒に喜び合える

【指針の具体的事項の整理方針】

子どもにとってどんな時期に何が大切なのかを考えやすくする観点から、①妊娠期 ②乳児期 ③概ね1歳～3歳 ④概ね3歳～幼児期の終わり、に整理し、このような整理の中で生まれる前から幼児期の終わりまでの過程を通じて切れ目なく子どもの育ちを保障するための具体的な考え方を学童期、思春期、青年期、子どもと日常的には関わる機会がない人含む社会全体すべての人で共有していく必要、とある。

以上のように、子ども家庭庁を主軸に国の施策が進む中、上記子どもの「健康」問題に対峙するであろう機関（幼稚園・保育園・認定子ども園等の乳幼児施設）では、その担い手として保育者の子どもに対する適切な対応が求められていると考えられる。養成校にて保育者を目指す学生は、必修科目である保育内容「健康」を履修するが、本来子どもは環境との相互作用のなかで成長発達していくものであり、保育内容「健康」も保育環境の中にどのように取り入れられているのかを教示していくことが現場で役立つ保育者として必要であろう。

本研究では、保育内容「健康」における保育園での環境構成の事例をもとに、保育・幼稚園教育実習指導をはじめとする保育者養成の修学に役立てることを目的とする。

2. 研究の方法

2.1 研究園および倫理的配慮

研究協力園：埼玉県川越市にある社会福祉法人あゆみの会認可保育園 高階すまいる保育園（以下T園とする）。

訪問記録日：2022年8月

観察場所：室内保育室

保育園訪問時に環境撮影し保育者から随時口頭にて聞き取りを行う。

当該保育園に研究計画を説明し、園名公表を確認し、実践研究公表同意書を交わした。

T園に関する概要は、安藝（2023）⁸⁾に詳細を記載されている。

2.2 研究園について(2023年度 全体的な計画)

2023年度T園のホームページ掲載の「全体的な計画」の中から、保育の養護と教育「健康」のポイントを抜粋しまとめたものが表1である。

表1 3歳4歳5歳の年間保育目標

育みたい資質・能力の3つの柱		1 気付く力 2 工夫する力 3 取り組む力 (保育指針の5領域を通じて、非認知的能力と自己肯定感を育てる)		
保育目標		3歳児	4歳児	5歳児
養護	生命の保持	・一人一人の子どもが快適に生活できるようにする ・生理的欲求が十分満たされるようにする	・一人一人健康で安全に生活できるようにする	健康で安全な生活に必要な習慣を身につくように見守り、個々に応じて援助する。
	情緒の安定	健康で安全な生活に必要な習慣が身につくように見守り、個々に応じて援助する。	健康で安全な生活に必要な習慣に関心を持ち、自ら出来ることの喜びを感じられるように援助する。	健康で安全な生活に必要な習慣を身に付け、自ら意欲的に行動できるようにする。
教育	健康	子どもの気持ちや考えを受け止め、自我の形成とともに、主体的に活動できるように援助する。	一人一人の子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信が持てるよう見守り適切に働きかける。	一人一人の子どもを主体として認め、肯定する気持ちを言葉や態度で伝え、自分への自信を獲得できるようにする。

領域「健康」のねらい「(1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。」は、3学年共に「情緒の安定」に当てはまり、「(2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。」は、教育「健康」に当てはまり、「(3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。」は、「生命の保持」に当てはまると考えられる。次に保育の月別年間計画（3歳以上児）の中で「健康」を抜粋し表2にまとめた。

表2 保育の月別年間計画(3歳以上児)の保育のねらいと「健康」

保育のねらい		生命・情緒	健康
4月	・好きな遊びを見つけて、友だちや保育者と十分に楽しむ。 ・身近な春の自然に触れ興味をもつ。		色々な遊びの中で存分に体を動かす。 望ましい食習慣の形成
5月	・好きな遊びを見つけ、さまざまに工夫し、集中して遊ぶ。 ・友達との関りを広げ、一緒に楽しむことを知る。	・一人ひとりに応じて適切に対応し、安定した生活を送る。 ・子どもの気持ち、欲求を受け止め、安定した信頼関係のもと安心して過ごす。	十分に体を動かす気持ちよさを体験する。
6月	・友だちと共に目的をもって遊ぶことを喜び、十分に楽しむ ・季節の変化や特徴に気づき、興味や関心をもつ		手洗い・うがいの大切さを知り自ら行う。 暑さの中での遊び方を工夫する。 親子で体を動かす気持ちよさを体験する
7月	・友だちと共に目的をもって遊ぶ中で、自分の思ったことを相手に伝え、相手の思いにも気づく。 ・夏の遊びを存分に楽しむ。		熱中症について知る。 夏の感染症について知る。
8月	・友だちと共に体験をすることで、イメージを共有しながらさまざまな遊びを楽しむ ・適切な休息や水分補給、着替えをして、健康に過ごす。	・子どもが先の見通しをもつて主体的に活動できるよう、一日の流れを配慮する。 ・子どもの動練や視線に配慮した環境を整える。	夏野菜の収穫と調理。 食べ物への興味・関心
9月	・気づいたこと、感じた事などをさまざまな方法で表現して楽しむ。 ・身近な自然に親しみ季節の変化に気づき、関心をもつ。		親子で体を動かす気持ちよさを体験する。
10月	・気づいたこと、感じた事などをさまざまな方法で表現して楽しむ。 ・身近な自然に親しみ、季節の変化に気づき、関心をもつ ・SDGs：持続可能な発展のための目標 N 0.2 飢餓をゼロに		安全な生活に必要な習慣に気付く。 食の大切さに気付く。 手洗い・うがいの大切さを知り自ら行う
11月	・友だちと共に目的をもって遊び、お互いの考えや思いを伝え合う経験を重ねていく ・季節の自然に触れ、遊びのなかに取り入れる。	・手洗い、うがい、衣服の調整など、その意味を理解し自分でしようとする。 ・保育者との信頼関係を基盤に、自分の考えに自身を持つて様々な活動に主体的に取り組む。	米の種類（産地）買い物・炊飯を体験する。 焼芋の匂い、色、形を観察する。
12月	・友だちと協力しながら活動に取組む充実感や満足感を味わう ・季節の行事や伝統文化に触れ、興味関心を深める。		友だちや保護者と共に時間を過ごすことの喜びを味わう。
1月	・自分のやりたいことに自信をもつて意欲的に取り組む ・季節の行事に親しみ、その意味や由来に興味・関心をもつ		やりたいことに向かつて頑張る。
2月	・自分のやりたいことに自信をもつて意欲的に取り組む ・冬にふさわしい生活の仕方を知り、健康に気をつけて生活する	・生活の流れを見通し、手洗い・食事・排泄・着替え等を進んでしようとする。 ・進んで友だちを助けたり、助けてもらったりして協力しようとする、また人の役に立つ喜びを感じる。	節分の絵本を通じ自ら生活に必要な習慣や態度を考える。
3月	・進級・就学への期待をもって生活する。 ・友だちと共に目的をもって遊ぶ中で、お互いの考え方や気持ちを伝え合い、自信や信頼感を高めていく。		交通安全の習慣を身につける（交通安全紙芝居）歯磨き指導

2.3 研究園について HPによる施設紹介⁹⁾

保育所保育指針が掲げている「保育所保育に関する基本原則」¹⁰⁾の（4）保育の環境「保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。」とあり、

ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。

イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。

ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。

エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

T園ではこれらを踏まえた環境構成がなされていることが、HPにあるそれぞれの図の解説と写真から見て取れる（図4～8）。



0, 1, 2歳児 保育室

机上遊びコーナー、身体を動かせるコーナー、ままごとコーナーなど子どもたちの“やりたい”を実現する為の環境を作っています。3～6ヶ月の小さなお子様もゆったり過ごせる畳コーナーもあり、土の広場にはどこからでも出ることができます。

図4 0・1・2歳児保育室は、観葉植物があり明るくゆったりとしたスペースを確保しつつ棚でコーナーを作り畳のスペースなど、5感を育む構成と落ち着いて遊べる空間を作っている。

2歳児保育室

トイレトレーニングや着替えなど、自分の身の回りのことを自分でやりたい2歳児のお友だちが集中して取り組めるお部屋です。パズルやブロック、線路など、じっくり遊べるコーナー作りをしています。



図5 2歳児保育室は、0・1・2・歳児室同様モビールや観葉植物があり、ドアの入り口には子どもが座つて靴や靴下の履き替えを自分でしやすいような工夫がある。



3, 4, 5歳児保育室

保育室の真ん中には保育者たちが作った木製のロフトがあり、上ることが出来る子たちがブロックやカプラを集中して遊んでいます。室内階段を上るとロフトがあり子どもたちの秘密基地となっています。

図6 3・4・5歳児保育室（異年齢混合保育）は、発達に応じて遊びが広がるようロフトがあり、集中して遊べる場所とグループで遊べるスペースの確保がされている。

土の広場（1階園庭）

木の広場（2階園庭）のすべり台で2階からいつでも遊びに来ることができます。2つある砂場の1つにはボルダリングボードがあり、子どもたちは考えながら挑戦しています。土台に上りスパイダーネット越しにおしゃべりしたりステージでは女の子たちがアイドルになりきってダンスを楽しんでいます。



図7 1階の園庭は、決して広くはないが2階から滑り台で下りる事が出来る（日頃から滑り台をすることで非常時の避難への練習ともなっている。）1階からはどのクラスも直ぐに出られるようになっている。また、砂場やボルタリングボード等など身体の色々な部分を使って運動できる工夫がある。



木の広場（2階園庭）

保育者たちの手作りのブランコや1階の土の広場で遊んでいるお友だちと手を振りあえるスパイダーネット、通称“ヤドカリ”と呼ばれる円形の台では、0・1歳児のお友だちも上りいつもと違う景色を楽しんでいます。

図8 2階の園庭（屋上）は、保育者手作りのブランコや1階園庭で遊ぶ子どもと交流が出来る工夫がある。1階で幼児が遊んでいるときには1・2歳が2階で遊ぶ事が出来るようになっている。

3. 保育内容領域「健康」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、「保育内容の5つの各領域において、ねらいと内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。」とされている。(保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、共通)¹⁰⁾ 具体的には、次の(1)から(10)の姿である。これらは、園での遊びの中で「育っている」ことを認め、そして「必要な援助は何か」を考えるためのものであり、いわゆる到達目標ではないことに留意することが必要である。

- (1) 健康な心と体
- (2) 自立心
- (3) 協同性
- (4) 道徳性・規範意識の芽生え
- (5) 社会生活との関わり
- (6) 思考力の芽生え
- (7) 自然とのかかわり・生命尊重
- (8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- (9) 言葉による伝え合い
- (10) 豊かな感性と表現

また、小学校学習指導要領(5)の第1章総則、第2節「教育課程の編成」4学校段階等間の接続(1)幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実の中で、初めて、幼児からの育ちを引き継いでカリキュラムを組む必要性が次のように明記されている。

「(1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。～中略～特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育られてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。」とある。

領域「健康」は、保育内容の5つの領域(健康・人間関係・言葉・環境・表現)の1つであり、「心身の健康に関する領域」とされている。「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う」を全体的なねらいとしている。具体的なねらいとしては、以下の3の内容を挙げている。

- (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

また、内容については、以下の10の内容を挙げている。

- (1) 先生や友達と触れ合い安定感をもって行動する。
- (2) いろいろな遊びの中で十分に身体を動かす。
- (3) 進んで戸外で遊ぶ。
- (4) 様々な活動に親しみ楽しんで取り組む。
- (5) 先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心を持つ。
- (6) 健康な生活のリズムを身に付ける。

- (7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。
- (8) 幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
- (9) 自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- (10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり気を付けて行動する。

幼児期の終わりまでに育つてほしい姿の第1に「健康な心と体」があり、保育内容の5つの領域における「健康」も最初に掲げられている。このように「健康」に関することは、最も重要とされる位置づけであると考えられる。それは、まさしく乳児期から「健康な心と体」を第1に目指し、幼児期の終わりまでに育つてほしい姿であろう。

4. T園での子どもたちの「健康」を引き出す環境構成の取り組み

実際に、T園が掲げている保育のポイントである環境構成を保育内容「健康」の(1)～(10)に照らし合わせ、環境構成と「健康」の相互作用を図9～16をもとに考察する。



図9 入り口から部屋までの廊下

玄関からの動線を見ると、最初に手洗い場がある。手を洗い清潔にしてから、自分のロッカーへ行き、身支度をして、その後出席のシールを貼って保育室へ行くという動線になっている。また写真(図9)手前のロッカーの壁には気持ちを表すカードが貼ってあり、言葉で表せないときにも絵を指さすことで保育者に伝える事が出来る配慮がなされている(図9)。これらは、(6) 健康な生活のリズムを身に付ける。(7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。(8) 園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する、の3つのねらいが入っている。

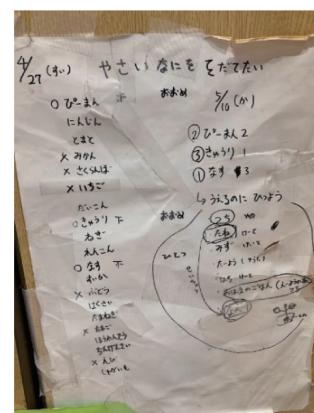


図10 玄関の植物と保育室に貼ってある子どもと保育者が共に考えあつた軌跡(可視化)

玄関入り口にて野菜を育てていることで、必ず子どもたちが毎日観察できる。これは、(5) 先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心を持つ、に繋がっている。



図 11 保育室内にあるロフトとロフトを通して話し合った内容の見える化

ロフトには、上に上がる階段ではなく、四つの柱に足をかけて登るしか方法がない。子どもたちは、どうすれば登れるのか話ったり、登ろうと挑戦する子どもを応援したり、ルールを作ったり、怪我が出ればまたルールを練り直すなど、子どもたちが納得いく中で行うためルールをお互いに守り、見合い、その都度確認しあうなどが行われている。これらは、(1) 先生や友達と触れ合い安定感をもって行動する。(2) いろいろな遊びの中で十分に身体を動かす。(4) 様々な活動に親しみ楽しんで取り組む。(8) 園における生活の仕方を知り、自分で生活の場を整えながら見通しをもって行動する。(10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり気を付けて行動する、に繋がるものである。

また、図 11 のその都度行われる話し合いも、(8) と (10) に繋がるものである。

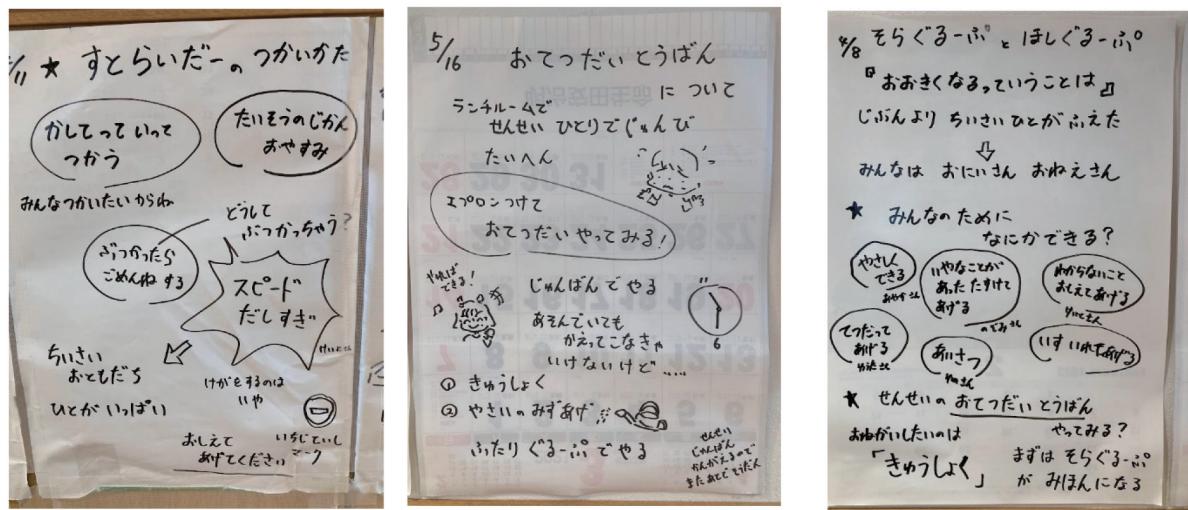


図 12 話合った内容を保育者が書きとめ、子ども達への見える化



図 13 食事の自立に向けた支援（可視化）

食事のコーナーには、まだ語彙数が少ない子どもたちにも量が視覚的にとらえられるようにし、自分で食べる量を考えられる工夫と、配膳も視覚を通して理解できるようになっている。また、保護者に対してもどのくらい子どもが食べたのか数字の量の解説がある。これらは、(5) (6) (7) (8) (9) に繋がっている。

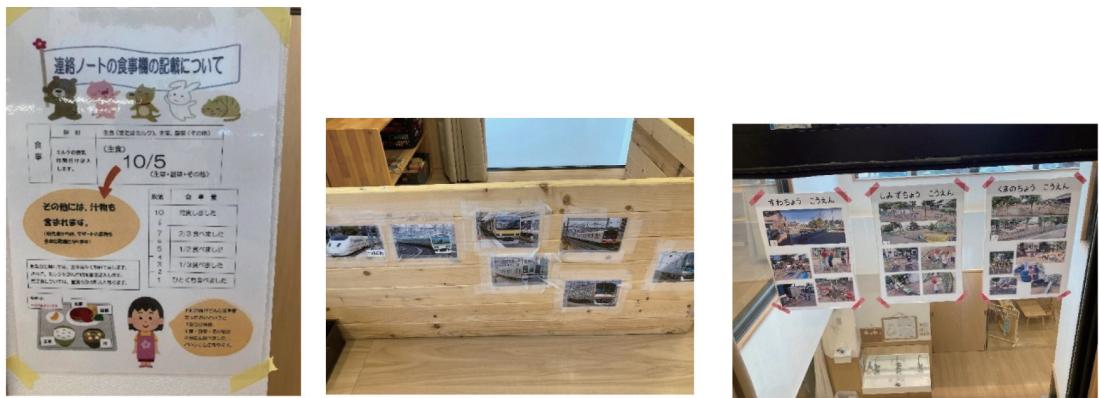


図 14 言葉と写真で子どもが考え選べる環境

子どもの興味のあるものを引き出し、個性ある子ども達一人一が自分の思いや関心を引き出せる工夫がある。また、近くの公園の写真とどのようなところかを解説してあり、子ども達が行きたい公園を選んだり、行きたがらない子どもへどんな場所であるかを説明し戸外への楽しみを持たせる工夫がある。これらは、(1) (2) (3) (4) (10) に繋がるものである。

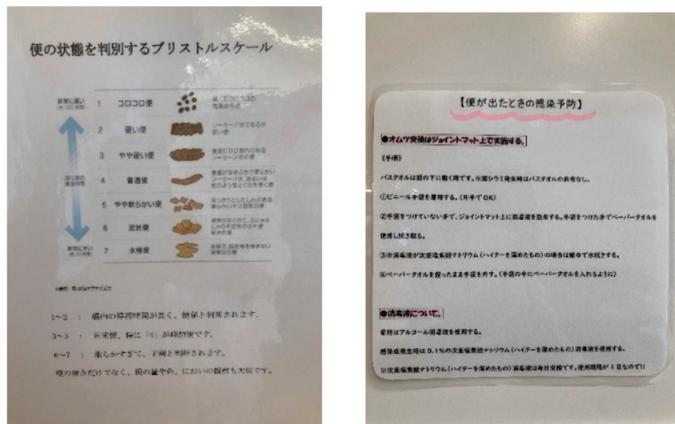


図 15 便の状態を判別するプリリストルスケールと便が出た時の感染予防の表

2023年度 高齢すまいる保育園 散歩訓練計画			
月	にこにこ	確認事項	わくわく
4月	天候危険	・避難先の確認 ・事務所の対応確認	不審者 ・合言葉で集まる。 (体操ゲームはじめると) ・事務所の対応確認
5月	子どもが動けない (散歩途中)	・園への連絡確認 ・事務所の対応確認	子どもだけ (救急要請案) ・園への連絡確認 ・事務所の対応確認
6月	子どもだけ ・事務所の対応確認	天候危険	・避難先の確認 ・事務所の対応確認
7月			
8月			
9月			
10月	子どもが動けない (散歩先の途中)	・園への連絡確認 ・事務所の対応確認	不審者 ・合言葉で集まる。 (体操ゲームはじめると) ・事務所の対応確認
11月	不審者 ・子どもたちを集めて不審者から逃げる	子どもが動けない (散歩先の途中)	・園への連絡確認 ・事務所の対応確認
12月	行方不明 (散歩先で)	・園への連絡確認 ・事務所の対応確認	子どもの病気 (救急要請必用) ・合言葉で集まる。 (体操ゲームはじめると) ・事務所の対応確認
1月	子どもの病気 (救急要請必用)	・救急要請の確認 ・園への連絡確認	不審者 ・合言葉で集まる。 (体操ゲームはじめると) ・事務所の対応確認
2月	不審者 ・子どもたちを集めて不審者から逃げる	行方不明 (散歩の途中で)	・園への連絡確認 ・事務所の対応確認
3月	指定なし		指定なし

・毎月28日を「散歩の日」として、緊急時訓練を行なう。(実技等を考慮し、(28日前後に行なう)
・散歩マップ(待合室)にある、緊急時対応マニュアルに沿って、動きを確認する。
・散歩マップは、随時更新されるものなので、気づいたことはそのまま記録し、定期的に改定していく。

図 16 散歩訓練計画

最後に、(9) 自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。(10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり気を付けて行動する。について考える。T園では、安全年間計画と自衛消防訓練計画・散歩訓練計画・保健計画があり、特に散歩訓練計画では、散歩途中に起こるであろう「天候急変・散歩先で子どもが動けなくなった・子どもの怪我・不審者・行方不明」などの危険に対処した訓練も行われている。ここまで「健康」と安全に配慮された取り組みをしている園は少ないと思われる。しかし、日ごろから徹底したこのような訓練が、いざという時に保育者の行動もさることながら子ども自身がどう動くべきか自分で考える力に繋がるものであると考える。なぜなら、すべては経験を通して学ぶからである。このように乳幼児期から身を守る練習をすることにより、小学校以降においても、危機の状況で自分自身の行動を考える指針となり身を守る術となるであろう。また、図14~16のように保育者や保護者が共通理解を持って子どもの様子を観察できる工夫も多く観られた。

5. まとめと今後の課題

5.1 領域「健康」のねらいと環境

本研究では、保育内容「健康」におけるT保育園での環境構成の事例をもとに保育・幼稚園教育実習指導をはじめとする保育者養成に活かすことを目的とし、様々な環境構成の工夫や取り組みを保育の環境構成と保育内容I「健康」の相互作用について、事例をもとに考察した。その結果見えてきたことは、3つの「健康」のねらいを意識した環境構成であった。

領域「健康」のねらいにある「明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう」の、「明るく」というのは心から楽しんで、「伸び伸びと行動し」は自由に自分の体を十分に動かし、「充実感を味わう」は、心身ともに遊んだという達成感からくるものであろう。このねらいを達成するためにには、保育者や友だちとの交流を通して様々な活動に親しみ、楽しんで取り組める安全で安心な人的・物的環境である。また、2番目の「自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。」は、保育者が誘導しなくとも子どもが自ら体を動かして遊びたくなる環境である。そのためには、従来の安全を優先し保育者にとって見晴らしの良い広い平面の園庭ではなく、木々やはたけ等の様々な動植物に触れ合える自然環境と子どもが様々な遊びを展開できるシンプルな固定遊具がある環境である。3番目の「健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。」は、子ども自身が健康や安全な生活とはどのような事なのか理解し主体的に自分自身を守れる力を身に付けていくことである。そのためには教育施設において、基本的生活習慣を身に付け、着衣や清潔、食事や排泄、睡眠などの一連の生活の流れのなかで総合的に身に付いていくための環境構成が必要である。T園の環境構成はこれら3つのねらいに配慮した環境構成の取り組みがあった。しかし、これから保育環境はそれだけでなく、「就学前のこどもの育ちに係わる基本的な指針」³⁾に係わる有識者懇談会(2022)で取り上げられていた5つの問題点である、小児保健・医療・子育ての課題を解決するために、より一層個々の子ども一人ひとりの発育や家庭環境に考慮した保育環境が求められている。

5.2 今後の課題

T園のように充実した保育環境の実現に向けて取り組むためには、現場で子どもに接する保育者の養成が何よりも重要となってくると考えられる。また、昨今は施設長や保育者による子どもへの虐待報道が後を絶たない現状も見られる。国の施策による待機児童の解消に向けた取り組みや無償化政策は、格差社会といわれる中で多様な保護者に向けて育児を手助けする一助にはなったかもしれないが、一方で保育園の乱立を招き、そこに働く保育者への整えられた環境や研修等の養成が追い付いていない現状があるといえる。西田(2013)¹¹⁾は、

子どもの安全・安心・幸福のためには、「子どもたちが自らの健康や安全に対する意識と意欲を主体的に育っていくことができるような環境を構成し、保育者が日々の保育活動の中で適切に指導援助していくことによって実現される。またそれらは、地道な日々の習慣化によって子どものなかに意識化していくかなければならない。」としている。これらを踏まえると、保育を学ぶ学生に対しては、保育内容領域「健康」の実践的授業のみならず、睡眠と食事、そして運動と生活リズムの重要性を繰り返して示し、乳幼児の基本的な生活習慣の確立は子どもの模範となる保育者に大きく影響されることを自覚し、まずは自分自身の心と体の健康を管理できるよう教示していくことも養成校の責務であろう。また、実践の場である保育実習を通して得られる学びを丁寧に受け止め、学生自身が自分を振り返る学びとなるような実習指導を行っていくことが求められるであろう。

謝辞

本研究にご協力くださった社会福祉法人あゆみの会理事長様、高階すまいる保育園教職員の皆様に心より感謝申し上げる。

引用文献

- 1) 内閣官房：こども基本法、令和5年4月1日施行。
https://www.cas.go.jp/jp/houan/220622/77_setsumei.pdf
 - 2) 子ども家庭庁：こども大綱（本文）、令和5年12月22日閣議決定。
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f3e5eca9-5081-4bc9-8d64-e7a61d8903d0/276f4f2c/20231222_policies_kodomo-taikou_21.pdf
 - 3) 五十嵐隆：「就学前の子どもの育ちに係わる基本的な指針」に係わる有識者懇談会資料5、2022年11月15日。
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_sodachi_yushiki/dai4/siryou5.pdf
 - 4) 日本WHO協会：世界保健機関（WHO）憲章とは、1951年6月26日。
<https://japan-who.or.jp/about/who-what/charter/>
 - 5) UNICEF Office of Research - Innocenti：訳 公益財団法人 日本ユニセフ協会広報室：『イノチエンティ レポートカード16 子どもたちに影響する世界先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か』日本語版、p.1 公益財団法人 日本ユニセフ協会（ユニセフ日本委員会）、2021年2月刊行。
 - 6) 厚生労働省：「成育基本法」基本方針 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本方針、2021年2月9日閣議決定。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11908000/001076349.pdf>
 - 7) 内閣官房：「就学前の子どもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会 報告～基本的な指針（仮称）の策定に向けた論点整理～、令和5年3月30日、p 4-5, 9-11.
 - 8) 安藝雅美：保育内容の領域「言葉」と「環境」に関する一考察—保育園における環境構成を通して—、芦屋大学論叢第78号、2023、p 1-12.
 - 9) 社会福祉法人あゆみの会、<https://www.ayuminokai.jp/childcare-period/>
 - 10) 厚生労働省：保育所保育指針解説 平成29年3月告示、フレーベル館。
 文部科学省：幼稚園教育要領解説 平成29年3月告示、フレーベル館。
 内閣府：幼保連携型認定子ども園教育・保育要領、平成29年3月告示、フレーベル館。
 - 11) 西田忠男：現代の子どもの健康と保育の実践的課題 「教育臨床総合研究12 2013研究」 p 77-86.
- 注1) 日本は、平成11年3月に第6回厚生科学審議会総会WHO憲章における「健康」の定義の修正案「健康とは、肉体的、精神的、精神的、社会的に完全に良好な動的な状態であり、単に病気や虚弱がないことを意味するものではありません。」が承認されたが、平成11年5月第52回WHO総会においては審議されず見送られた。しかし、未だに日本での承認報道により、上記の文面で記載されていることがある。